

子育てのための施設等利用給付認定 申請案内【第1号認定】

○新制度未移行幼稚園の保育料（入園料含む）



子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。新制度に移行していない幼稚園（以下、「未移行幼稚園」）をご利用されている方は、保育料（入園料含む）が無償化の対象となります。

また、年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもにつきましては、副食（おかず・おやつ等）の費用が減免となる場合があります。

1 対象となる方

未移行幼稚園を利用している満3歳児～小学校入学前までの子ども

2 認定申請の手続き

未移行幼稚園を利用する方が幼児教育・保育の無償化にかかる給付（以下、「無償化給付」という。）を受けるためには、第1号認定を市から受ける必要があります。

遑々の認定はできませんので、早めの申請をお願いします。

【提出するもの】

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第1号）
（施設記入欄は、利用する園に記入していただいでください。）

3 無償化について

（1）無償化給付の対象および支給限度額

	未移行幼稚園 保育料（入園料含む）
<ul style="list-style-type: none"> ・年少～年長 ・満3歳児 <small>※年度途中で3歳の誕生日を迎えた子</small> 	月額上限 25,700円

※通園送迎費、食材料費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担になります。

（2）無償化給付の請求について

無償化給付については、基本的に法定代理受領となり、施設から市への請求となるため、保護者からの請求は不要です。

4 副食費の補足給付（補助）事業

無償化の制度開始に伴い、新制度未移行幼稚園に通う利用者につきましては、給食費として実費徴収している費用のうち副食費（おかず代）相当分の補助事業を行います。

対象者	・年収360万円未満相当世帯 ・第3子以降の児童がいる世帯（※1）
算定方法	4月～8月分については前年度、9月～翌年3月分については当年度の市町村民税額を基準に決定します。前年度または当年度、さくら市に住所がなく海外に住所があった方は、別途「給与支払額が分かるもの」をご提出をお願いします。
補助対象	給食費として実費徴収している費用のうち、副食費相当分（おかず代）（※2）
補助限度額	月額上限 4,700円
給付の種類	償還払い

※1 第3子以降のカウント方法

① 小学校3年生以下第3子以降

② ①に該当しないが、次に該当する場合

他に生計の途がなく、保護者が扶養している22歳未満の学生等からカウントして第3子以降に該当する場合。ただし、「免除等申請書」の提出が必要です。

※2 副食費相当分には、主食費（お米・麺・パン等）・人件費・光熱水費等は含まれません。それ以外のすべてが対象です。（ミルク・おやつ代を含みます。）

5 このような場合は必ず申請・届出を行ってください

生活の状況に変更等あった際は、速やかに以下の書類をこども政策課へ提出し、届出等を行ってください。

主な変更の内容	提出書類
さくら市外へ転居する	給付認定 取消届
退園する	給付認定 取消届
預かり保育を利用する	第2・3号の申請が必要です
世帯構成が変わった （離婚、結婚、同居家族の増減、単身赴任等）	申出書
その他家庭の状況が変わった	こども政策課へご連絡ください

6 お問い合わせ先

さくら市 健康福祉部 こども政策課 保育係
（さくら市役所第二庁舎1階）
TEL：028-681-1125

